



平成 25 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ オ バ
代表者名 代表取締役社長 大場 明憲
(コード：9765、東証第2部)
問合せ先 常務取締役営業本部長 辻本 茂
(TEL. 03-3460-0111)

宮城県女川町における「コンストラクションマネジメント方式を活用した震災復興事業（女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務）」について

当社および鹿島建設株式会社（本社：東京都港区）は、「コンストラクションマネジメント方式を活用した震災復興事業（女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務）」について、平成 24 年 10 月独立行政法人都市再生機構（以下 UR 都市機構）との間で基本協定を締結、復興まちづくり業務に着手しておりますが、今般、ある程度事業内容等明らかになってきたことから、下記のとおりお知らせするものです。

記

1. 業務名

「コンストラクションマネジメント方式を活用した震災復興事業（女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務）」

コンストラクションマネジメント（以下CM）業務とは、発注者である市町村等（本件の場合はUR都市機構）の代行者・補助者として工程管理、品質管理等各種マネジメント業務を支援していく業務です。

CM方式では、業務委託を受けた事業者（民間企業）は、工期の最短化やコストの縮減等の検討、工事の発注計画や契約・品質管理等も含め支援することとなり、民間企業のノウハウを活用した被災市街地の復興土地区画整理や集団移転など震災復興事業の円滑な事業促進が期待されます。

2. 業務概要

1) 背景・経緯

- ①宮城県牡鹿郡女川町は、宮城県の東、牡鹿半島基部に位置し、平成 25 年 1 月末現在、その人口は 7,984 人です。一昨年の震災では、町内の住宅の約 7 割が流出したとされ、女川町は壊滅的な被害を受けました。
- ②平成 23 年 9 月、女川町では「女川町復興計画」を策定するとともに、平成 24 年 3 月にはUR都市機構とパートナーシップ協定を締結し、復興まちづくりの推進につきUR都市機構と協力して進めることとしました。
- ③平成 24 年 7 月、パートナーシップ協定に基づきUR都市機構と女川町との間で「女川町復興まちづくり事業協定」が締結され、復興まちづくりの先行事業として高台住宅地整備や漁港関連基盤整備などに着手し、女川町の復興まちづくり事業をスタートさせることとなりました。

④UR都市機構では女川町の復興まちづくり事業実施にあたり、CM方式を活用した取組で行なうこととし、平成24年10月、公募型プロポーザルにより鹿島建設株式会社（本社：東京都港区）と当社、株式会社オオバとの共同企業体（以下 共同企業体）をCM業務の契約相手方として決定し、基本協定を締結のうえ上述の先行事業に着手させておりました。

⑤このような状況の中、今般、女川町全体の復興まちづくりについて事業内容等ある程度明らかになってきたことから、本日お知らせすることとした次第です。

2) 女川町復興まちづくり事業の概要等

①女川町は「復興整備計画」において土地利用の基本的方向を「復興住宅地は今次津波と同等の津波に対しても一定の安全性が確保できる高台あるいは嵩上げした地域に集約整備を図る。低地部は、商業・業務・水産加工・その他多目的利用のための用地として活用する。離半島部では、被災集落背後地に居住地を移転するとともに、被災集落跡地は漁業や産業再建等の用地として活用する。」としております。（「復興整備計画《第1回変更》平成24年7月9日」より）

②UR都市機構が女川町と進めようとしている復興事業の対象も女川町の復興計画に沿った事業であり、主には次の事業となります。

- A. 女川町中心部における「被災市街地復興土地区画整理事業」
- B. 女川町中心部における「防災集団移転促進事業」
- C. 女川町中心部における「津波復興拠点整備事業」
- D. 女川町中心部における「漁港施設機能強化事業」
- E. 女川町離半島部における「防災集団移転促進事業」
- F. 女川町離半島部における「漁業集落防災機能強化事業」

（UR都市機構と女川町による「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定」平成24年7月19日より）

③本件「コンストラクションマネジメント方式を活用した震災復興事業（女川町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務）」（以下 本件事業）は、上述のUR都市機構と女川町による「女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定」に記載された事業を実現すべく実施されることとなります。

④本件事業では、「工事施工業務」と「工事施工に係るマネジメント業務」は鹿島建設株式会社が担当し、「調査・測量・設計に係るマネジメント業務」を当社、株式会社オオバが担当することとなっており、両社とも「コンストラクションマネージャー（以下CMR）」としての参加となります。

3) 本件事業の特長

①施工企業の選定（地元企業の優先活用）

- A. 市町村の意向を踏まえ、一定の条件を設定し、承認を得た上で契約。

②支払いの透明化

- A. UR都市機構とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト（業務原価）とコストに一定の割合を乗じたフィー（報酬）を加えた額を支払。
- B. CMRから施工企業への支払額（コスト）をUR都市機構に対し、開示し、それを第三者・UR都市機構がチェックする方式（オープンブック方式）を採用。

③コスト縮減に対するインセンティブの付与

- A. 設計額や施工段階で、CMRの工夫によりコスト縮減が図られた場合、縮減額の一定割合をCMRにフィー（報酬）として加算。

（UR都市機構「URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要」より）

3. 当社、株式会社オオバの受注金額について

- ①本件事業につきましては、事業種類・地域等で細分化され、準備・調整ができた事業・地域から順次施工・精算していく手法となることに加え、コスト縮減に対するインセンティブの付与等もあり、最終的な受注金額確定については事業完了を待たなくてはなりません。
- ②しかしながら、現時点における業務量等を勘案し当社が独自に行なった試算では、履行予定期間（約5年半）中に概ね30億円程度の受注金額が見込まれております。

4. 履行期間（予定）

平成24年10月～平成30年3月

5. 今後の見通し

現状、当社業績に与える影響及びその詳細等につきましては精査中でございます。今後当社業績に与える影響が重要なものとなる場合には改めてお知らせ致します。

以上